

# 各種手当等に 該当する方は申請を

各種手当の所得制限限度額は、下表のとおりです。平成30年中の所得が各限度額未満に該当する方は、申請してください。  
なお、すでに受給している方は、手続きの必要はありません。

問▷①～④=子育て支援課手当助成係 (☎042-387-9839) ▷⑤～⑩=自立生活支援課障害福祉係 (☎042-387-9842)

各種手当等所得制限限度額一覧

(単位:円)

等扶養親族数	①児童手当・義務教育就学児医療費助成	②児童育成(障害)手当	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成(※1)		⑤心身障害者福祉手当・難病者福祉手当	特別障害者手当等		特別児童扶養手当		⑩本人(20歳未満は扶養義務者)
			③本人上段=全部支給 下段=一部支給	④配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者		⑥本人	⑦配偶者・扶養義務者	⑧本人	⑨配偶者・扶養義務者	
0人	6,220,000	3,604,000	490,000 1,920,000	2,360,000	3,604,000	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000	3,604,000
1人	6,600,000	3,984,000	870,000 2,300,000	2,740,000	3,984,000	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000	3,984,000
2人	6,980,000	4,364,000	1,250,000 2,680,000	3,120,000	4,364,000	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000	4,364,000
3人	7,360,000	4,744,000	1,630,000 3,060,000	3,500,000	4,744,000	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000	4,744,000
4人	7,740,000	5,124,000	2,010,000 3,440,000	3,880,000	5,124,000	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000	5,124,000
5人	8,120,000	5,504,000	2,390,000 3,820,000	4,260,000	5,504,000	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000	5,504,000
所得適用期間	児童手当、児童育成手当=令和元年6月～2年5月 義務教育就学児医療費助成=令和元年10月～2年9月		令和元年8月～2年7月 (児童扶養手当、重度心身障害者手当=令和元年11月～2年10月) ひとり親家庭等医療費助成=令和2年1月～12月)							
所得制限限度額に 加算する額	<b>【70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族1人につき加算する額】</b> ▷児童育成(障害)手当、児童扶養手当(本人)、ひとり親家庭等医療費助成(本人)、心身障害者福祉手当、難病者福祉手当、特別障害者手当等(本人)、特別児童扶養手当(本人)、重度心身障害者手当(本人).....100,000円 ▷児童手当、義務教育就学児医療費助成.....60,000円 ▷児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、特別障害者手当等、特別児童扶養手当(配偶者、扶養義務者等)。ただし、70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族が2人以上の場合のみ.....60,000円 <b>【特定扶養親族および16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき加算する額】</b> ▷児童扶養手当(本人)、ひとり親家庭等医療費助成(本人).....150,000円 ▷児童育成(障害)手当、心身障害者福祉手当、難病者福祉手当、重度心身障害者手当.....250,000円 ▷特別障害者手当等(本人)、特別児童扶養手当(本人).....250,000円									
所得から控除する額	本人該当事項	寡婦(夫)控除または当該みなし適用(※2)(③を除く)・勤労学生.....270,000円 ▷寡婦控除の特例加算または当該みなし適用(※2)(③を除く).....80,000円 障害者控除(⑤⑥⑩を除く).....270,000円 特別障害者控除(⑤⑥⑩を除く).....400,000円								
	扶養親族等・その他各種の控除	障害者扶養控除(1人につき).....270,000円 特別障害者扶養控除(1人につき).....400,000円 配偶者特別控除(①を除く).....控除相当額 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、長期・短期譲渡所得特別控除.....控除相当額 社会保険料控除.....一律80,000円(⑤⑥⑩は控除相当額)								

※1 ひとり親家庭等医療費助成制度の所得制限は、児童扶養手当の一部支給と同額  
 ※2 地方税法上の寡婦(夫)控除が適用されない未婚のひとり親のうち一定の要件を満たす方

### 児童発達支援センター きらり主催講演会

—子どもの育てにくさにと  
どのように寄り添うか

時11月19日(火)午前10時～  
正午 市市民会館・萌え木ホール(商工会館3階) 講橋本創一さん(東京学芸大学教授)  
 対市内在住・在勤・在学の方  
 定80人他保育あり(要事前申込) 申アクセス、Eメールまたは直接、同センター(☎042-221-6015 FAX04221-601550) kirari@group-kagawa.com

**各種手当の支給**

【①特別障害者手当等】  
11月期分 8～10月分

【②児童扶養手当】  
11月期分 8～10月分

◇共通◇

振込日11月8日(金)  
振込日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2・3日遅れる場合があります。

次のような場合には、ご連絡ください。▽振込日以降、7日を過ぎても振り込まれない場合▽氏名、住所、口座を変更した場合▽施設に入所した場合▽病院等に3か月を超えて入院している場合(①) 問①自立生活支援課障害福祉係(☎042-387-9844)

2、②子育て支援課手当助成係(☎042-387-9839)

**在宅介護者見舞品の支給**

令和元年11月1日現在、在宅で要介護4または5に認定された方を同居して介護している方に、見舞品(商品券5千円分)を差し上げます。

なお、前年度に配布した方には申請書を郵送しました。申11月22日までに、介護保険証等の要介護度が分かる書類と申請者の現住所を確認できる書類を持参し、直接、社会福祉協議会(☎042-386-0294)へ

**市民啓発講演会**  
相続・遺言・成年後見制度の基礎知識

時11月19日(火)午後1時30分～(1時15分開場) 所社会福祉協議会講真坂武さん(司法書士)定50人(申込順) 申11月1日から、電話で権利擁護センター(☎042-386-0121)へ

**介護予防講演会**

時11月21日(木)午後1時30分～3時 所つきみの園(中町2-15-25) 内体力測定、講演など 講細井匠さん(理学療法士) 対市内在住の65歳以上の方 定20人(申込順) ※東町・中町・本町1丁目在住の方優先 申11月1日から、電話で小金井ひがし地域包括支援センター(☎042-386-6514)へ

**介護予防ウォーキング参加者募集**

緑豊かな東京学芸大学構内を理学療法士とウォーキングします。ウォーキング後は参加者同士で交流したり、自由にお過ごしください。

時11月13日(水)午前10時から(1時間程度) ※雨天中止 所東京学芸大学東門対1時間程度歩行可能な方 定20人(申込順) 申11月1日から、電話で小金井にし地域包括支援センター(☎042-386-7373)へ

## 子ども子育て

予防接種等保健衛生事業は健康ガイドへ

### ファミリー・サポート・センター会員説明会

登録を希望する方のため、会則、援助活動までの流れ、仕組みを説明します。

時11月20日(水)午前10時～11時30分 所婦人会館対▽依頼会員 市内在住で、原則生後57日～小学生の子どもと同居している方▽協力会員 援助活動に関心のある20歳以上の方(協力会員講習会への参加が必要です) 他保育あり(要事前申込) 申11月6日から、電話でファミリー・サポート・センター(☎042-320-1701) 日曜・祝日を除く 午前9時～午後5時 へ

**図書館東分室おはなし会**

時11月17日、令和2年1月19日、3月15日(いずれも日曜日) 午後3時から(30分程度) 所公民館東分館対3歳～小学校2年生程度 申当日直接会場へ 問図書館東分室(☎042-383-4550)